

目次

I 平成23年1月からの給与から差し引く源泉徴収税額について

I 平成23年1月からの給与から差し引く源泉徴収税額について

今年も残すところあと一カ月余となりました。事業者の皆様にあつては、平成23年1月から役員・従業員に給与を支払うときの源泉徴収税額の計算に変更がありますのでお気を付け下さい。

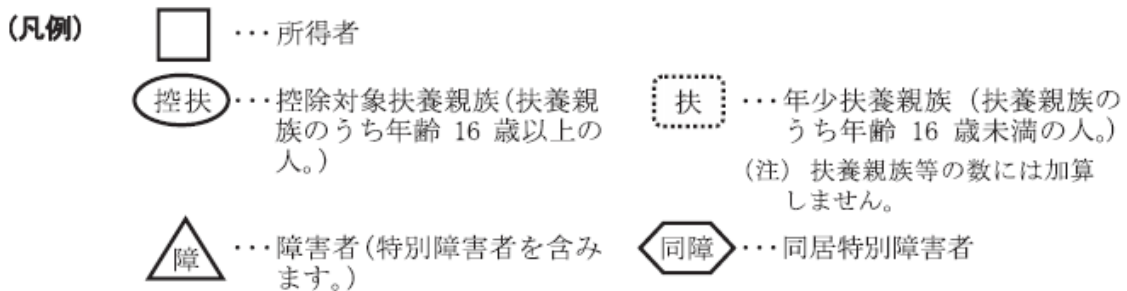
1. 変更点は「扶養親族等の数の求め方」

ご存知の通り、給与から差し引く源泉徴収税額は、「社会保険料等控除後の給与等の金額」と「扶養親族等の数」をもって「給与所得の源泉徴収月額表」を参照し算出します。

この「給与所得の源泉徴収月額表」についての変更はありません。「扶養親族等の数の求め方」が変更となっています。

2. 扶養親族等の数の求め方

年齢16歳未満の扶養親族（以下、年少扶養親族）が、「扶養親族等の数」に含まれないこととなりました。したがって、次の設例では扶養親族等の数はそれぞれ次のようになります。



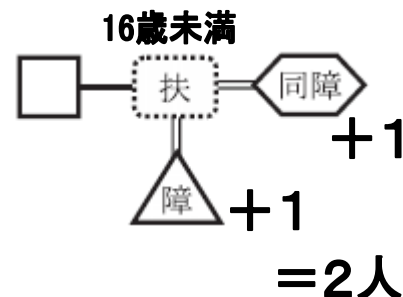
設 例	□	□—△(障)	□—○(控扶)	□—○(控扶)—◇(同障)
	□—○(扶)	□—○(控扶)	□—△(障)	□—○(控扶)—△(障)
	□	□—○(扶)—△(障)	□—○(扶)—◇(同障)	
扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人

3. 注意点

(1) 障害者・同居特別障害者である年少扶養親族

障害者（特別障害者を含む）又は同居特別障害者に該当する年少扶養親族である場合には、年少扶養親族本人について「扶養親族等」に該当しませんが、障害者・同居特別障害者に該当するごとに扶養親族の数を1加えます。

前頁の凡例の扶養親族等の数が2人となるケースですが、右図のような計算となります



(2) 年の途中で16歳となる扶養親族

年の途中で扶養親族が16歳となった場合は、「扶養親族等の数」に含まれることとなります。

この場合は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を当該役員・従業員に事業者宛に提出してもらい、給与から差し引く源泉徴収税額の計算に反映させます。

(3) 従業員への通知も

今回の改正により年少扶養親族を持つ方は源泉徴収税額が増えます。月額20～30万円の給与所得者の場合は、扶養親族等が1人減ると、ひと月で1,500円強の税額が増えることとなります。

給与明細へ説明書きを入れるなど通知をすると親切かもしれません。



この改正は、「子ども手当」と「高校授業料無償化」の実施によりその財源確保の為、恩恵を受ける年齢の扶養控除を廃止するというものです。

財源確保といえば、政府税制調査会（税調）の平成23年度税制改正作業も大詰めを迎えています。個人課税（給与）に関しては以下の案があがっています。

改正案項目	政府税制調査会案	現行
配偶者控除	本人の所得によって配偶者控除の対象外とする所得制限の導入を検討。年収1,231万円以下を対象とすることが有力案。民主党は来年度改正に慎重。	生計を一にしている所得金額38万円の配偶者が対象。本人の年収要件はない。
成年扶養控除	本人の所得によって23歳以上を扶養控除の対象外とする所得制限の導入を検討。年収568万円以下を対象とすることが検討されている。	生計を一にしている所得金額38万円の扶養者（16歳以上）が対象。
給与所得控除	給与所得控除に頭打ちの金額を設定。年収1,200～1,800万円の間で頭打ちをすることを検討。高収入の役員は控除額を一般社員の半分にするこも。	給与所得者の給与所得控除については収入額に応じて控除額が逡増。収入1,000万円以上は「収入金額×5%+170万円」。

民主党のマニフェストには、税制は「控除から手当へ」という基本理念があります。

改正大綱策定は12月中旬、配偶者控除以外は税調と民主党の足並みがそろっている状態です。

文中の凡例は国税庁ホームページより引用いたしました、また改正案は事務所報発行時のものです。